

平成 1 5 年度包括外部監査の意見に対する対応結果

対 象 局 ・ 部 ・ 課	病院事業局事務局経営管理課
結果等報告年月日	平成 1 6 年 2 月 9 日
〔監査の意見内容〕 (2) 安芸市民病院 ア 広島市医師会との委託契約 (7) 委託先業務内容の評価 委託先である広島市医師会での購買業務や人件費支給業務等の基幹業務にかかる業務手続を広島市では十分に把握していません。また、外注先の決定等についてもすべて広島市医師会が実施しており、決定手続等につき広島市は関与していません。安芸市民病院の効率的な経営を促すとともに、広島市の財政負担を軽減させるためには、広島市からの委託金限度額を超える額に対しての補填が続く期間においては、医師会の主体性を尊重しながらも、基幹業務の適切な遂行のために広島市は可能な限り関与していく必要があると考えます。	
〔対応結果〕 安芸市民病院においては、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入することとしており、これに伴い本市と広島市医師会（以下「医師会」という。）との間で新たな基本協定書を締結することとしている。 この協定書第 13 条で、(1)医事業務、(2)給食業務、(3)洗濯業務、(4)施設内の清掃業務、(5)施設の防犯及び警備業務、(6)浄化槽の清掃及び維持管理業務、(7)消防設備及び空気設備の維持管理及び点検業務、(8)その他市が必要と認める業務については、医師会は市の承認を得たうえで第三者に委託することができる旨を規定し、第 24 条では毎年度当初に医師会が市に提出する年度事業計画書において第三者に委託する業務内容を明記すべきものとしている。 また、医師会の業務実施状況等を確認するため、市は説明を求め又は病院に立ち入ることができる（第 28 条）ほか、業務が適正に実施されていない場合は、市は医師会に対して業務の改善を指示することができる（第 29 条）こととしている。 一方、本協定では病院運営に係る医師会の主体性を尊重することが定められており、外注先の決定や方法について市が過度に関与することは困難であるが、医師会から随時報告又は説明を求め、必要があるときは改善を指示するなど、市が適正な業務の遂行を確認するよう努めていく。	

平成 15 年度包括外部監査の意見に対する対応結果

対 象 局 ・ 部 ・ 課	病院事業局事務局経営管理課
結果等報告年月日	平成 16 年 2 月 9 日
〔監査の意見内容〕 (2) 安芸市民病院 ア 広島市医師会との委託契約 (イ) 委託方法の見直し 現在の概算払い方式では広島市医師会にコスト削減に対するインセンティブが働かない可能性もあり、結果として受託者である広島市医師会側で概算払いを超える支払いが行われる可能性があります。公設民営方式の目的である効率的な自治体病院経営を実現するため、委託契約内容をコスト低減に寄与する内容に変更する必要があります。 また、同様にコスト削減に対するインセンティブが働かなくなるのを防ぎ、広島市と広島市医師会との間のコスト負担関係を明確化するため、平成 17 年度以降については、「協定書」第 6 条第 2 項（広島市による施設整備が完了した後は、広島市医師会による効率的かつ合理的な経営努力が発揮される委託契約となるよう広島市と広島市医師会が協議する）にそった形の契約内容にする必要があると考えます。	
〔対応結果〕 平成 17 年度から医師会による効率的かつ合理的な経営努力が発揮されるよう、病院事業収益で病院事業費用を賄う方法に改めた。 この見直し後の契約においては、剰余金（病院事業収益（一般会計負担金のうち減価償却費及び資産減耗費に係る相当額を除く。）から管理運営に実際に要した額を差し引いた額）が生じた場合、市は当該剰余金の半額に相当する額を医師会に支払うこととしており、医師会のコスト削減に対するインセンティブが機能する内容となっている。 なお、安芸市民病院においては、平成 18 年度から指定管理者制度を導入することとしており、これに伴い市と広島市医師会が新たな基本協定を、また毎年度当初に年度協定を締結することとしているが、市と医師会の費用負担について変更はない。	

平成 1 5 年度包括外部監査の意見に対する対応結果

対 象 局 ・ 部 ・ 課	病院事業局事務局経営管理課
結果等報告年月日	平成 1 6 年 2 月 9 日
〔監査の意見内容〕 (2) 安芸市民病院 ア 広島市医師会との委託契約 (ウ) 報告内容のチェック方法 「委託契約約款」第 13 条第 3 項に「委託料を委託業務を処理するための経費以外に使用してはならない」と記載されています。 広島市においては広島市医師会が提出する報告書を元に報告内容の検証を実施していますが、原始伝票・原始証憑の査閲・吟味等の検証手続が実施されておらず、上記「委託契約約款」第 13 条第 3 項記載事項が遵守されているか否か検討されていません。広島市の安芸市民病院業務従事者は 1 名であり、すべてを査閲するのは困難であっても、少なくともサンプルベースで原始伝票・原始証憑の査閲を行う必要があると考えます。 なお、公課費明細書上、消費税 2,700 万円が計上されていますが、内容が把握されていません。「委託契約約款」第 13 条第 3 項を遵守するためにも、不明項目の内容は把握しておく必要があります。 (エ) 委託業務評価手続の明文化 委託業務評価手続を示した規程（マニュアル）が作成されていません。具体的手続を明確化することにより評価業務の実効性が高まるため、規程の整備が必要と考えます。	
〔対応結果〕 (ウ) 平成 16 年 8 月にサンプルベースで原始伝票・原始証憑の査閲を行ったところである。今後は、年度終了後に広島市医師会から提出される事業報告書の内容を確認・検査する中で査閲を実施する。 なお、消費税の明細については、医師会が安芸市民病院のほか看護専門学校及び臨床検査センター等を運営しており、これらに係る消費税の総額を各事業費の按分により支払ったものである。 (エ) 広島市医師会から提出される「出納金日報」及び「市公金領収証書」の日次チェック、「委託業務の処理状況の報告及び過誤納金の還付金精算について」及び「調定額表」の月次チェック、「委託業務実施報告書」及び「収支決算書」の年次チェックの手順について、マニュアル化した。	

平成 1 5 年度包括外部監査の意見に対する対応結果

対 象 局 ・ 部 ・ 課	病院事業局事務局財務課
結 果 等 報 告 年 月 日	平成 1 6 年 2 月 9 日
〔監査の意見内容〕 (2) 安芸市民病院 ア 広島市医師会との委託契約 (イ) 物流管理の確認 薬品費、診療材料費及び医療消耗備品費の支出は委託料の枠内で行われています。広島市においては、購入内容のチェックを節ごとの内訳表をもとに実施しています。購入時のチェックは行われていますが、使用時のチェックはなされていません。各現場での材料使用時（払出時）の手續が適切になされていることを広島市においても可能な限り確認する必要があります。 (ロ) 現物管理 物品管理を適切に行うためには、広島市において定期的に現物実査を行い固定資産の実在性を確かめる必要がありますが、現在、広島市への報告、広島市によるチェックがなされていません。 固定資産を適切に管理するためには定期的に現物照合を行い、実在性を確認する作業が必要です。	
〔対応結果〕 (イ) 平成 16 年 10 月に医療情報システム（電子カルテシステム）を導入しており、薬品については同システム内の物品管理システムを利用し、購入及び支出の確認を行っている。 診療材料については、SPDシステムを導入しており、部署別の購入及び消費情報に基づいて払出の手續きの適・不適を確認している。 (ロ) 平成 17 年 9 月から 10 月にかけて有形固定資産の現物実査を実施した。 また、財産管理を徹底するため、平成 18 年 3 月 1 日付けで広島市病院事業会計規程を一部改正し、実地照合について明確に規定した。 今後は、計画的・循環的に現物実査を行うこととしている。	

平成 1 5 年度包括外部監査の意見に対する対応結果

対 象 局 ・ 部 ・ 課	病院事業局事務局経営管理課
結 果 等 報 告 年 月 日	平成 1 6 年 2 月 9 日
〔監査の意見内容〕 (2) 安芸市民病院 イ 広島市（委託者）と医師会（受託者）の協議状況 (ア) 各種委員会運用状況の把握 安芸市民病院内部に設置されている各種委員会の設置・運営状況を広島市では把握していません。各種委員会の設置・運営状況を把握し、必要があると認めたときは当該委員会の具体的な運用状況等について、安芸市民病院からの報告を求め確認する必要があります。また、議事録が未作成となっている委員会があれば作成指導を行う必要があります。	
〔対応結果〕 安芸市民病院には、病院運営部会、幹部会議、医療ガス安全管理委員会、院内感染対策委員会、リスクマネジメント委員会など 28 の各種委員会が設置されており、定期的若しくは随時に開催されている。 これらは、年度末に広島市医師会から提出される委託業務実施報告書の中で一覧表が添付されており、市においてもその設置及び運営状況を把握している。 また、議事録の作成状況を調査したところ、すべての院内委員会で作成されていた。	

平成 1 5 年度包括外部監査の意見に対する対応結果

対 象 局 ・ 部 ・ 課	病院事業局事務局財務課
結果等報告年月日	平成 1 6 年 2 月 9 日
〔監査の意見内容〕 (2) 安芸市民病院 ウ 徴収事務 (7) 是正措置のフォローアップについて 広島市収入役による現金の出納及び保管の状況の検査の結果、是正措置に関する報告書の提出が求められていない指摘事項について、是正措置がなされたことを文書で確認することができませんでした。その場で改善できる事項もあるとは思いますが、指摘事項についてはすべて是正措置の結果を報告してもらい、どのように改善されたかを文書として残し、同じミスを繰り返さないようにする必要があります。	
〔対応結果〕 指摘事項については、すべて改善済みであることを確認した。 また、安芸市民病院においては、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入することとしており、これに伴い本市と広島市医師会（以下「医師会」という。）との間で新たな基本協定書を締結することとしている。 この協定の中で、医師会の業務実施状況等を確認するため、市は説明を求め又は病院に立ち入ることができるほか、業務が適正に実施されていない場合は、市は医師会に対して業務の改善を指示することができることとしている。	

平成 1 5 年度包括外部監査の意見に対する対応結果

対 象 局 ・ 部 ・ 課	病院事業局事務局財務課
結 果 等 報 告 年 月 日	平成 1 6 年 2 月 9 日
〔監査の意見内容〕 (2) 安芸市民病院 エ 部門別（診療科別）損益計算 (7) 繰入金計算方法の是正 安芸市民病院には、救急医療にかかる一般会計からの繰入金がありますが、現在の計算方法は合理的な原価計算（部門別損益計算）に基づいたものではありません。 地方公営企業法の趣旨にそった繰入金を算定するためには、救急医療に要した損益を適切に把握できる体制、すなわち部門別（診療科別）損益計算を構築する必要があると考えます。 (4) 部門別（診療科別）損益計算の実施 安芸市民病院では部門別（診療科別）損益計算が行われていません。 診療科単位の採算性を把握し、同規模の病院や同一の診療科との比較・分析を可能とし、病院経営に役立てるためには、部門別（診療科別）の損益計算を行う必要があります。	
〔対応結果〕 (7) 平成 18 年度より、安芸市民病院の電子カルテ情報に基づき、部門別（診療科別）損益計算を実施する。 (4) (7)に同じ。	